

令和6年3月21日

一宮市病院事業パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者
松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第4号

一宮市病院事業パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

一宮市病院事業パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程(令和2年一宮市病院事業部管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料及び期末手当_____をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 条例第19条及び規程第12条の規定は、任期の定めが6月以上の職員について準用する。この場合において、<u>規程第12条第2項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間において、第8条の規定により支給された給料(第11条に規定する時間外勤務に係る給料、第12条に規定する休日勤務に係る給料、第13条に規定する夜間勤務に係る給料及び次条に規定する特殊勤務に係る給料を除く。)</u>の1月当たりの平均額」とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、給料、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第15条 条例第19条及び規程第12条の規定は、任期の定めが6月以上の職員について準用する。この場合において、<u>規程第12条第3項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間において、第8条の規定により支給された給料(第11条に規定する時間外勤務に係る給料、第12条に規定する休日勤務に係る給料、第13条に規定する夜間勤務に係る給料及び次条に規定する特殊勤務に係る給料を除く。)</u>の1月当たりの平均額」とする。</p> <p>2 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p><u>第15条の2 条例第20条及び規程第13条の規定は、任期の定めが6月以上の職員について</u></p>

<p>(雑則)</p> <p>第21条 給料及び期末手当の支給方法その他この規程の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。</p>	<p>準用する。この場合において、規程第13条第2項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内の在職期間において、第8条の規定により支給された給料(第11条に規定する時間外勤務に係る給料、第12条に規定する休日勤務に係る給料、第13条に規定する夜間勤務に係る給料及び次条に規定する特殊勤務に係る給料を除く。)の1月当たりの平均額」とする。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項において準用する条例第20条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第21条 この規程の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。